

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第 3 条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) ~ (27)の 5 略</p> <p>(27)の 6 ~ (38) 略</p> <p>(39) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成 10 年佐賀県条例第 7 号。以下「まちづくり条例」という。)第 23 条第 1 項の規定による適合証の交付請求の受理<u>及び同条第 4 項の規定による検査</u>に関すること。</p> <p><u>(39)の 2</u> 略</p> <p>(39)の 3 ~ (41) 略</p> <p>2 ~ 5 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第 3 条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) ~ (27)の 5 略</p> <p><u>(27)の 5 の 2 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による建築物の高さ制限に係る特例の許可(包括同意を得ている許かに限る。)</u>に関すること。</p> <p>(27)の 6 ~ (38) 略</p> <p>(39) 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成 10 年佐賀県条例第 7 号。以下「まちづくり条例」という。)第 23 条第 1 項の規定による適合証の交付請求の受理に関すること。</p> <p><u>(39)の 2 まちづくり条例第 23 条第 3 項の規定による適合証（建築物に限る。）の交付及び同条第 4 項の規定による検査（建築物の検査に限る。）</u>に関すること。</p> <p><u>(39)の 2 の 2</u> 略</p> <p>(39)の 3 ~ (41) 略</p> <p>2 ~ 5 略</p>

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。